

通学区域の見直しについて

1 水深小学校及び加須南小学校の通学区域の変更について

下高柳地区の内、市道138号線以西の区域及び常泉地区を加須南小学校の通学区域に編入する

指定校	現在	変更後
水深小学校	水深、北辻、今銚、割目、油井ヶ島、常泉、南小浜、下高柳一丁目、 <u>下高柳(加須南小学校の通学区域を除く。)</u> 、船越、大室	水深、北辻、今銚、割目、油井ヶ島、南小浜、下高柳一丁目、 <u>下高柳のうち市道138号線以东の区域</u> 、船越、大室
加須南小学校	南町、富士見町、久下六丁目、久下、 <u>下高柳(1877番地から1881番地まで、1884番地から1891番地まで、1932番地、1935番地、1941番地、1954番地から1958番地まで、1979番地から1981番地まで、1991番地、1997番地、1998番地、2011番地、2012番地、2028番地)</u>	南町、富士見町、久下六丁目、久下、 <u>常泉、下高柳のうち市道138号線以西の区域</u>

2 中学校の通学区域について

3 変更となった通学区域に居住する児童生徒の対応について

変更となった通学区域に居住する児童生徒については、心情面の負担や保護者の経済的負担等を踏まえ、一定の配慮が必要であることから、通学区域変更後も、希望により従来の小中学校に通学することができるよう経過措置を設ける。

(小学校)

- ① 水深小学校の在籍児童は、そのまま在籍することを認める。
(令和8年度に水深小学校の第1学年から第5学年に在籍していた児童)
- ② 兄弟が水深小学校に在籍する新入学児童は、水深小学校への入学を認める。
(当該弟妹が小学校に入学する際にその兄弟が水深小学校に在学している場合)

(中学校)

- ③ 加須東中学校の在籍生徒は、そのまま在籍することを認める。
(令和8年度に加須東中学校の第1学年、第2学年に在籍していた生徒)
- ④ 水深小学校を卒業する児童は、加須東中学校への入学を認める。
(令和8年度以降に水深小学校を卒業する児童)